

議案第 5 3 号

長与町都市公園条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 6 月 4 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 9 号）による消費税率の引上げを踏まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、所要の改正を行うもの。

長与町都市公園条例の一部を改正する条例

長与町都市公園条例（昭和60年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(2)の表を次のように改める。

(2) 公園施設を管理する場合

公園施設の名称	単位	金額
売店その他これに類するもの	1平方メートル、1月につき	550円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

別表第2の3から5までの表を次のように改める。

3 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

都市公園名	区分	行商、募金その他これらに類するもの	業として行う写真及び映画撮影	興行	競技会、展示会、博覧会その他これらに類するもの
	有料公園施設名				
天満宮公園	公園グラウンド	1日1人 5,500円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円
長与総合公園	運動公園フィールド	1日1人 5,500円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円
	芝生広場	1日1人 5,500円	1日全面 7,700円	1日全面 7,700円	1日全面 7,700円
	駐車場	1日1人 5,500円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円
	ふれあい広場	1日1人 5,500円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円
	野外ステージ	1日1人 5,500円	1日全面 11,000円	1日全面 11,000円	1日全面 11,000円
	ふれあい駐車場	1日1人 5,500円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円	1日半面 7,700円
	相撲広場	1日1人 5,500円	1日全面 5,500円	1日全面 5,500円	1日全面 5,500円
	長与町民体育館	1日1人 5,500円	1日全館 33,000円	1日全館 33,000円	1日全館 33,000円
中尾城公園	スパイラルスライダー	—	1日 11,000円	—	—
	草スキー場	—	1日全面 11,000円	—	—
	エアロステージ	1日1人	1日全面	1日全面	1日全面

		5,500円	11,000円	11,000円	11,000円
モノレール	—	—	1日 11,000円	1日 11,000円	—
第1駐車場	1日1人	5,500円	1日全面 7,700円	1日全面 7,700円	1日全面 7,700円
第2駐車場	1日1人	5,500円	1日全面 4,400円	1日全面 4,400円	1日全面 4,400円
その他の都市公園	1日1人	5,500円	1日全面 7,700円	1日全面 7,700円	1日全面 7,700円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

#### 4 有料公園施設を利用する場合の使用料

都市公園名	有料公園施設名		区分	単位	金額	
天満宮公園	公園グラウンド	グラウンド	町民	半面・1時間	550円	
			町民以外		1,100円	
		夜間照明	町民	半面・1時間	2,200円	
			町民以外		4,400円	
長与総合公園	運動公園広場	トラック	町民	全面・1時間	1,100円	
			町民以外		2,200円	
		フィールド	町民	全面・1時間	1,100円	
			町民以外		2,200円	
	芝生広場		町民	全面・1時間	550円	
			町民以外		1,100円	
	水泳プール		一般	1回	回数券1冊・11回 分	550円
				回数券1冊・11回 分		5,500円
			高校生	1回	回数券1冊・11回 分	440円
				回数券1冊・11回 分		4,400円
			小・中学生	1回	回数券1冊・11回 分	220円
				回数券1冊・11回 分		2,200円
幼児			1回	回数券1冊・11回 分	110円	
			回数券1冊・11回 分		1,100円	
注						
1 幼児とは4歳以上の未就学児をいう。						

2 水泳プールの使用料（回数券による利用者を除く。）は、30人以上の団体については、10パーセント割引く。ただし、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

駐車場		町民	半面・1時間	1,100円	
		町民以外		2,200円	
ふれあい広場	グラウンド	町民	半面・1時間	550円	
		町民以外		1,100円	
	夜間照明	町民	イベントコート	2,200円	
		町民以外		4,400円	
		町民	1時間	1,100円	
		町民以外		2,200円	
野外ステージ	ステージ・広場	町民	全面・1時間	550円	
		町民以外		1,100円	
	電気施設	町民	1時間	110円	
		町民以外		220円	
ふれあい駐車場		町民	半面・1時間	820円	
		町民以外		1,650円	
相撲広場		町民	全面・1時間	550円	
		町民以外		1,100円	
テニス広場	コート	町民 (高校生まで)	平日	1コート・1時間	330円
			休日		330円
			照明・1時間		—
			町民以外 (高校生まで)		平日
		休日	660円		
		照明・1時間	—		
		町民 (一般)	平日	1コート・1時間	440円
			休日		660円
			照明・1時間		550円
			町民以外 (一般)		平日
		休日	1コート・1時間	—	

			休日 1コート・1時間	1,320円
			照明・1時間	1,100円
	壁打ちコート	町民 (高校生まで)	平日・1時間	110円
			休日・1時間	160円
			照明・1時間	—
		町民以外 (高校生まで)	平日・1時間	220円
			休日・1時間	330円
			照明・1時間	—
		町民 (一般)	平日・1時間	220円
			休日・1時間	330円
			照明・1時間	270円
		町民以外 (一般)	平日・1時間	440円
			休日・1時間	660円
			照明・1時間	550円
注				
1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日とする。				
2 高校生以下のみでの照明使用時間帯の利用は不可とする。				
長与町民体育館 (電灯使用料)	アリーナ	—	半面・1時間	380円
	会議室	町民	1時間	220円
		町民以外		330円
	トレーニング スペース	—	1面・1時間	50円
			全面・1時間	220円
全館	—	1時間	1,210円	
長与町民体育館 (施設使用料)	アリーナ	町民	半面・1時間	380円
		町民以外		770円
	会議室	町民	1時間	270円
		町民以外		550円
	トレーニング スペース	町民	1面・1時間	50円
			全面・1時間	220円
		町民以外	1面・1時間	110円
			全面・1時間	440円
	全館	町民	1時間	1,210円
		町民以外		2,420円

		トレーニング室	町民	1人1回・1時間	110円
			(一般・高校生)	回数券1冊・11回分	1,100円
			町民以外	1人1回・1時間	550円
			(一般・高校生)	回数券1冊・11回分	5,500円
		シャワー室	1人	1回	100円
		長与町民体育館 (冷暖房使用料)	アリーナ	町民	全面・1時間
町民以外	4,400円				
会議室	町民		1時間	220円	
	町民以外			330円	
中尾城公園	エアロステージ	ステージ・広場	町民	全面・1時間	550円
			町民以外		1,100円
		電気設備	町民	1時間	110円
			町民以外		220円
	モノレール	モノレール	—	1人1回(往復)	110円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

#### 5 有料公園施設で有料用具を使用する場合の使用料

都市公園名	有料公園施設名	有料用具名	単位	金額
中尾城公園	スパイラルスライダー	マット(一式)	1時間	110円
	草スキー場	ソリ(一式)	1時間	220円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

- この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の長与町都市公園条例の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。